

今後のリスクマネジメントについて

目次

序章	p.2
5 1章 リスクマネジメントの概要	p.2
1-1 リスクとは	
1-2 金融リスクの分類	
1-3 リスクマネジメントの概要・意義	
10 2章 リスクマネジメントの現状	p.4
2-1 リスクごとのマネジメント	
2-2 国際的な規制	
2-3 銀行におけるリスクマネジメント	
2-4 証券会社におけるリスクマネジメント	
15 3章 リスクマネジメントの問題点及び今後の展望	p.7
3-1 リスクマネジメントの問題点	
3-2 リスクマネジメントの今後の展望	
20 終章	p.7
参考文献	p.9

25

30

序章

銀行や証券会社におけるリスクマネジメントは、時間とともに変遷してきた。金融市場における制度の変遷とともに、新たなリスクを管理する必要性も出てきた。今日までに管理を必要とするリスク量は増大し、その質は複雑化している。

日本は、1990年代に深刻な金融危機を経験し、長い時間をかけてそれを克服してきた。しかし、2007年の米国発の国際金融危機の影響を受け再び経済は悪化した。世界的にリスクマネジメントへの関心が高まり、様々な規制が行われてきた。

本論文では、リスクの分類ごとに現状・問題点をまとめ、今日まで行われてきた規制について触れたうえで、今後の日本において必要なリスクマネジメントを銀行と証券会社の二つの観点から述べていく。

しかしながら、完全な金融システムを構築することは不可能であり、完全なリスクマネジメントもまた不可能である。そのため、試行錯誤を重ね、異常事態による大規模な損害を防ぐための方法を模索していく必要がある。

1章 リスクマネジメントの概要

20 1-1 リスクとは

リスクとは想定範囲を超えた負の影響を与える事象が発生する可能性のことである。あらかじめ予想される期待損失は業務を行う上でのコストであり、リスクとして認識すべきはあらかじめ予想していない非期待損失である。つまり金融リスクとは、業務に不測の損失を生じさせ、金融機関の経営のベースとなる資本を毀損する可能性をもつ要因と定義できる。

しかしながら上記のように金融リスクを定義したとしても、金融機関において実際に損失が発生する要因は様々である。リスクマネジメントの実務を構築するためには定義に基づいた上でリスク要因を分類、そしてリスク要因ごとにふさわしいリスクマネジメントを検討し、さらにそれに対する対応を適切な組織や資源を充てて行うことが必要になる。

1-2 金融リスクの分類

金融リスクの発生要因はさまざまであり、それらを管理するためには、要因ごとに分類しその特徴をまとめる必要がある。金融リスクの発生要因として、市場リスク・信用リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク（以下オペ

5 リスクとする。）・システミックリスクがあげられる。以下では、発生要因ごとに分類した金融リスクについて説明する。

市場リスクとは、市場の動きにより、保有ないし執行する金融資産・負債が

10 ジションの価値が変動し損失を被るリスクのことである。また市場リスクを詳細に分類するならば、金利リスク・為替リスク・株式リスクのように細分化することができる。

信用リスクとは、取引相手の信用状態の悪化等により、与信取引の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことである。このリスクは、取引先リスクと発行体リスクに細分化することができる。

流動性リスクとは、保有している資産の市場における流動性が確保できない

15 ことや予期せぬ資産の減算により支払不能に陥ること、あるいは保有している資産を維持するための資金の調達コストが著しく上昇することにより損失を被るリスクのことである。つまりは、市場流動性リスクと資金調達リスクの二つに細分化することができるだろう。

オペリスクとは、内部手続、人的要因、システム不適切であることもしくは

20 それらが機能していないこと、あるいは外部要因から損失が生じるリスクのことである。このリスクは、金融機関における業務そのものに付随するリスクであり、リスクテイクによってより大きなリターンを得ることができるリスクではないことが特徴としてあげられる。

システミックリスクとは、市場のある参加者の債務不履行が、市場の他の参

25 加者の債務不履行を引き起こし、その結果として金融市場全体の安定性を損なうリスクのことである。これは金融機関の相互の強いつながりによるもので、一つの金融機関が破綻すると、たちまちにその影響が他の金融機関に波及するリスクと換言できるだろう。

上記のようにリスクカテゴリーを明確にし、リスクの定義を厳密に行わなければ二つの管理上の問題が生じてしまう。一つは、リスクの定義が厳密に行わ

30

れず、定義されたリスクの間に隙間が存在することである。この場合、どんなにリスク管理を徹底しても狭間に落ちたリスクが管理対象からもれてしまう。

- もう一つは、定義したリスクに重複する部分が存在することである。重複しているということはそのリスクを二重に管理するということでより安全なリスク管理となるが、リスク管理は管理業務を担うコスト部門であり不必要なコストをかけることは避けなければいけない。以上のことから、リスクを定義する際は狭間に落ちるリスクがないように可能な限り厳密な定義づけを行う必要がある。

10 1-3 金融リスクマネジメントの概要・意義

- 金融リスクマネジメントは、今日における多彩なリスクに対応して行われているため、その方法もさまざまである。しかしながら、リスクマネジメントを行う意義としては一貫しており、適切なリスクテイクによって可能な限りリスクを抑えたいうえで収益を最大化することであると考えられる。また、金融リスクの顕在化によって、市場に与える影響は多大であるため、金融システム崩壊による市場の混乱を避けるためにも金融リスクマネジメントの必要性は大きいだろう。

2章 金融リスクマネジメントの現状

- まず金融リスクの分類ごとの特性として、市場リスクは、市場における資産の価格変動に伴うリスク、信用リスクは企業等への貸付資金の金利支払いや元本返済の不確実性に伴うリスク、オペレーショナルリスクは金融業務の円滑な遂行を妨げる様々な障害(コンピューターの不具合など)に伴うリスク、そしてその他のリスクとしては、近年顕著になった法的訴訟に伴うリスクなどがある。本章では分類ごとのリスクの特性を踏まえたうえで、リスクマネジメントの現状を整理していく。

2-1 リスクごとの管理方法

- 市場リスクの管理手法として、異なる種類の市場リスクを統一の尺度で表す VaR があげられる。VaR とは保有しているポートフォリオに一定期間において、

一定確率で発生する最大損失額のことである。この VaR による市場リスクの計測が一般的な市場リスク管理手法として用いられているが、これは万能なリスク管の手法ではなく、異常事態による損害額は考慮されないため、リーマンショックのように百年に一度といわれるような確率の事態が起きた場合は、金融機関は痛手を負ってしまう。この VaR の限界を補填する役割を持っているのが 5 ストレステストである。ストレステストとは、異常事態と呼べる事態の発生が、保有するポートフォリオに与える影響を把握する手段である。しかしながら、シナリオテストにも限界があり、想定額は算出できるがその発生の確率は算出されない。つまり、市場リスクを管理する際には、上記の二つの手段を効果的に用いて、それぞれの限界を考慮したうえでリスクを把握していくことが求められるだろう。 10

信用リスクの管理手法は、与信ポートフォリオの抱える信用リスク量を計量する信用 VaR があげられる。計測にあたって、倒産確率・デフォルト時損失額・デフォルト時エクスポージャー額・相関といった情報が必要になる。信用 VaR 15 によって保有しているリスク量を計量することができるが、情報の確保が困難である。

流動性リスク管理は、リスクの特徴としてリスク量を精緻に把握することが容易でないことによるリスクの性質の違いから様々なシナリオを用いたストレステストが重要であると考えられる。また、リスクの顕在化を防ぐことに重点を置いた対策が重視されるために、リスクの程度を把握するための基本的な枠組みが必要である。その枠組みを形成する仕組みとして満期ギャップ分析とバランスシート流動性分析がある。 20

オペリスク管理については、往來の金融リスクマネジメントにおいて体系的な管理がなされてこなかったが、近年では、リスクが顕在化した際の損失額が大きいことが認知され始めその重要性が高まってきた。オペリスクもまた、その要因及びリスク量の把握が困難なため、定性面での評価が重要となってくる。その評価の手法としてリスク管理自己評価と呼ばれる CSA とリスクの状況や状態を示す指標である KRI が用いられる。 25

法的リスクは、金融取引で不備な契約や法律解釈問題、取引相手先の法的行為能力妥当性といった法的要因から発生するものである。すなわち法的リスク 30

は、不十分または不適切な契約内容により、契約が実行できないことから生じる経済的リスクを指す。

5 また法律や規制、業界慣習、社内規律を守ることにより発生する経済的損失(罰金、業務停止による損失、業務改善の費用)を意味するコンプライアンスリスクを含めるときもある。そのためこのリスクを管理するためには、コンプライアンスの遵守及び社内での周知・徹底が重要であると考えられる。

2-2 国際的な規制

10 金融の国際化や金利の自由化といった市場の活性化によって、金融リスクマネジメントの必要性は増してきた。サブプライムローンを発端とする、リーマンショックによる国際金融危機によって金融リスクマネジメントのあり方は大きく変わってきたといえるだろう。そこであらわになった資本の不十分性・VaRに対する懸念・流動性マネジメントの強化といった問題に対処するために金融規制の抜本的な改革がすすめられた。バーゼルⅢが提言され、自己資本の質の
15 強化・リスクの補足の強化・レバレッジの縮小・プロシクカリティの軽減とカウンターシクリカル資本バッファの促進の四つの分野で規制強化が示された。

2-3 銀行におけるリスクマネジメント

20 銀行におけるリスクマネジメントとは、リスクをあらかじめカバーしたうえで信用力の低い相手にも貸し出しを行うことである。リーマンショック以前、銀行はサブプライム層と呼ばれる信用力の低い借り手に対しても、住宅価格の上昇を背景としたリスクの高い貸し出しを行っていた。貸し出す相手が利払い・元本の支払いが滞ったとしても、担保としている住宅の価格が上がることで利息・元本ともに回収できると考えたため、リスクの高い貸し出しを行って
25 いたのだ。つまりは、担保さえあればいいという、信用リスクを非常に軽視した貸し出しによってリスク量が増大したのだ。こうした事例から、銀行はリスクをあらかじめカバーしたうえで信用力の低い相手にも貸し出しを行う必要性が求められるのである。

2-4 証券会社におけるリスクマネジメント

証券会社におけるリスクマネジメントに関する指標として、自己資本規制比率があげられる。証券会社は金融証券取引法によって自己資本規制比率が120%を下回らないようにしなければならない。自己資本規制比率の算出方法は、固定化されていない自己資本額÷リスク相当額×100である。固定化されていない自己資本額とは、自己資本+補完的項目-固定資産で産出される。リスク相当額は、市場リスク相当額・信用リスク相当額・オペリスク相当額の総和である。この自己資本規制比率の重要性は銀行も証券会社も共通しているといえるだろう。

10

3章 リスクマネジメントの問題点と今後の展望

3-1 リスクマネジメントの問題点

国際金融危機によって様々な問題が浮き彫りになった。具体的には、時価会計の透明性や公正性の確保の困難さ・VaRの限界・リスク資本極度管理・恣意的なストレスシナリオ・システミックリスク管理における各主体の役割の透明性があげられるだろう。これらの問題点はたがいに密接しているため個別に対応策を考えていては、容易な解決は見込めない。

3-2 リスクマネジメントの今後の展望

金融工学の発達によって局所的な利益がもたらされたが、全体では耐えきれない状態が起り国際金融危機は勃発した。こうした中で今後必要とされるリスクマネジメントは局所的なものであってはならないと考えられる。マクロ的な観点から市場全体のリスクを評価し、相互影響や市場の連鎖性を把握する必要があるだろう。このマクロリスクとも呼べるリスクに対する評価を概念化することができれば、各国の情勢に合わせたうえでのリスク評価が可能になるだろう。

終章

30 序章でも述べたように、金融リスクマネジメントは時代とともに変化してい

る。金融工学の発展や IT 技術の発展は多額の利益をもたらしたが、その分リスクを管理する必要性も生み出してきた。今後も技術が進歩するうえで新たに管理を必要とするリスクが出現するだろう。その際、柔軟に対応が可能な枠組み・システムの構築が必要不可欠であると私たちは考える。今後もリスクマネジメントに関する問題がなくなることはなく、完全なリスク管理も不可能であろう。しかしながら、国際金融危機のように市場がストップしてしまうほどの事態を避けるために、今後もリスクマネジメントを発展させていかなければならないだろう。

10

15

20

25

30

参考文献

書籍

・ 翁百合(2010)『金融危機とプルーデンス政策』

・ 大山剛(2011)『グローバル金融危機後のリスク管理 金融機関及び監督当局

5 がすべき“備え”』

小野覚(2002)『金融リスクマネジメント』

・ 日本総合研究所調査部 金融ビジネス調査グループ(2010)『グローバル金融危機後の金融システムの構図』

10 WEB 最終閲覧日 5/31

・ みずほ銀行 HP <http://www.mizuhobank.co.jp/index.html>

・ 三菱東京 UFJ 銀行 <http://www.bk.mufg.jp>